

令和7年度 まんのう町監査計画

1 計画の目的

この計画は、まんのう町監査基準第7条の規定により、令和7年度の監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、この計画は、必要に応じて予定を変更し、又は追加することがある。

2 監査の目的

まんのう町（以下「町」という。）の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

3 基本方針

令和7年度の基本方針は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）等関係法令及び監査基準に則り、次の視点で実施する。

- (1) 町の財務事務監査にとどまらず、事業の「合規性」、「経済性」、「効率性」、「有効性」も視点に入れ審査する。
- (2) 町の補助金等の交付事務が適正に執行され、有効かつ公益的に使途されているのかを監査する。
- (3) 重要な虚偽の表示及び報告が生じる可能性の高い事務について、重点的に監査する。
- (4) 過去の監査結果による指摘・要望事項等に対する町の改善状況を検証し、監査の実効性を確保する。

4 監査等の内容

令和7年度に監査委員が実施する監査等の内容は次のとおりとする。

(1) 定期監査（法第199条第1項及び第4項）

通常監査のほかに監査対象の個別事業の中から、これまでの審査・検査等において把握した課題等を踏まえ、特に検証する必要があると思われるものについて重点的に掘り下げて監査するとともに、対象とした課における財務に関する事務事業が、適

切な執行体制のもとで効率的に運営され、その行政目的を達成しているか否かを主眼として監査する。

(2) 行政監査(法第199条第2項)

事務の執行が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査する。なお、行政監査については、定期監査に併せて、または必要に応じて実施する。

(3)-1 財政援助団体等監査(法第199条第7項)

町が補助金等の財政援助を行っている団体等に対して、主として前年度分の事業執行を対象に、その補助金等に係る財務事務が適正かつ効率的に行なわれているかについて監査するとともに、所管部課の当該団体に対する指導監督が適切に行なわれているかについても監査する。

(3)-2 公の施設の指定管理者監査(法第199条第7項)

公の施設の指定管理について、指定管理の効果、指定管理者の選定方法、指定管理料の算定根拠、協定に基づく業務の評価等について監査を行う。また、指定管理者に対し、公の施設の管理に係る会計処理、収納事務、業務の履行状況、施設利用実績等の報告を求め、指定管理施設の経営と制度の実効性について監査する。

(4) 決算審査(法第233条第2項)

令和6年度決算について、各会計の計数が適正なものとなっているかを確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査する。なお、主要な事業について意見を付するにあたっては、経済性、効率性及び有効性等の観点から、各種事業が適切な内容・規模をもって効果的に実施されているか検討し、事業成果の評価を行なうよう努めることとする。

(5) 例月出納検査(法第235条の2第1項)

一般会計、各特別会計、各基金及び歳入歳出外現金に属する毎月の現金の出納について、毎月末における各計数を確認するとともに、毎月内の出納及び現金等財産の保管・運用状況の合規性・効率性を検査する。

(6) 基金運用状況審査(法第241条第5項)

令和6年度の各基金の運用状況を対象として、その計数が適正なものとなっているかについて確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行なわれているかについても審査する。

令和6年度決算に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について算定基礎書類等を審査する。

随時監査(法第199条第5項)等その他の監査については、それぞれの目的に基づき、必要に応じて実施する。

期 間	令和7年										令和8年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
例月出納検査													
定期監査													
決算審査													
基金運用状況 審査													
健全化判断比 率等審査													
財政援助団体 監査													
行政監査													